

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Doc. No. 1646

21 May 1946

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT.

Title and Nature: Pamphlet entitled, "Re Cooperative Council".

Date: 10 Feb 41 Original (x) Copy () Language: Japanese

Has it been translated? Yes () No (x)

Has it been photostated? Yes () No (x)

LOCATION OF ORIGINAL (also WITNESS if applicable) as of:

Document Division

SOURCE OF ORIGINAL: Cabinet Ministry of Information.

PERSONS IMPLICATED:

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE: Preparation of Jap opinion for war.

SUMMARY OF RELEVANT POINTS (with page references):

A propaganda pamphlet put out by the cooperative council of the Imperial Rule Assistance Association. Divided into two parts with the first devoted to excerpts from by-laws of the Imperial Rule Assistance Association, and notices issued by Vice-Minister of Home Affairs re organization of village and town councils; and,

The second part deals with prospectus, character, organization and operation of the cooperative council.

A summary of the second part is as follows:

Japan, today, is confronting an unprecedented crisis and to surmount it and be prepared for an emergency, a super-defense footing should be established. For this purpos the whole nation should work as one. The Imperial Rule Assistance Association is an organization set up to realize this aim.

The Imperial Rule Assistance Association is a medium through which the government's intention is made known to the people and the people's condition made known to the government.

Analyst: D. Wada

Doc. No. 1646

第三課長

ITEM #61 SACK #2 SA #15021

協力會議に就て

大政翼賛會總務局

協力會議部編

目 次

前編、關係諸規定	一
大政翼賛運動規約抜萃	一
大政翼賛會支部規程抜萃	二
部落會、町内會等ノ整備指導に關スル件依命通牒抜萃	三
地方協力會議構成方針（抄）	四
後編、協力會議に就て	五
一、協力會議の趣旨	九
二、協力會議の性格	一三
三、協力會議の構成	一五
四、協力會議の運營	一八
（結語）協力會議構成員への要請	三三

前編 關係諸規定

大政翼賛運動規約抜萃

第十二條 中央本部ニ中央協力會議ヲ附置ス

中央協力會議ニ議長ヲ置ク議長ハ總裁之ヲ指名ス 其ノ任期ハ一年トス、但シ再指名ヲ妨げズ
中央協力會議員ハ總裁之ヲ指名ス

前項會議員ノ中半數ハ道府縣協力會議ノ推薦シタル者ノ中ヨリ總裁之ヲ指名ス

第十三條 總裁、事務總長並ニ中央協力會議議長ニ祕書ヲ置ク

第十四條 道府縣、郡、市區町村其ノ他適當ナル地域ニ本會ノ支部ヲ置キ各協力會議ヲ附置ス
協力會議ニ議長ヲ置ク

支部ノ構成ハ別ニ之ヲ定ム

支部ノ役員ハ總裁之ヲ指名ス

第十五條 中央及地方協力會議員ノ任期ハ一ヶ年トス 但シ再指名ヲ妨ゲズ

大政翼賛會支部規程抜萃

第六條 道府縣支部ノ事務局ニ庶務部及組織部ヲ置ク

庶務部ハ支部ノ庶務及協力會議並ニ國民生活ノ指導宣傳ニ關スル事項ヲ掌ル

組織部ハ國民ノ地域的及職域的組織、國民ニ對スル各種訓練及指導、各種團體トノ連絡ニ關スル事項ヲ掌ル

部ニ部長ヲ置キ理事ノ中ヨリ支部長之ヲ指名ス

第九條 支部ニ協力會議ヲ附置ス 但シ市（六大都市ヲ除ク）區町村ノ協力會議ハ市區町村常會ヲ以テ之ニ充ツ

第十條 協力會議ノ議員ハ其ノ區分ニ從ヒ左ニ掲グル者ノ中ヨリ道府縣支部長ノ推薦ニ依リ總裁之ヲ指名又ハ委嘱ス

一、道府縣協力會議ニ在リテハ

イ、郡市協力會議員 但シ各郡市ヨリ少クトモ一名ヲ指名スルコトヲ要ス

ロ、各種團體代表者

ハ、道府縣會議員

二、其ノ他適當ナル者

一、六大都市ノ市協力會議ニ在リテハ

イ、區協力會議員 但シ各區ヨリ少クトモ一名ヲ指名スルコトヲ要ス

ロ、各種團體代表者

ハ、市會議員

ニ、其ノ他適當ナル者

一、郡協力會議ニ在リテハ

イ、町村協力會議員 但シ各町村ヨリ少クトモ一名ヲ指名スルコトヲ要ス

ロ、各種團體代表者

ハ、其ノ他適當ナル者

第十一條 協力會議員ノ定數ハ道府縣及六大都市ニ在リテハ三十名乃至六十名トシ、郡ニ在リテハ二十名乃至六十名トス 但シ町村數五十以上ノ郡ニアリテハ七十名迄之ヲ増スコトヲ得

第十二條 協力會議ノ議長ハ道府縣支部長ノ推薦ニ依リ總裁之ヲ指名ス

第十三條 協力會議ハ支部長之ヲ招集ス

協力會議ハ年二回以上之ヲ開會ス

協力會議ノ會期ハ道府縣協力會議ニ在リテハ三日以内トシ、其ノ他ノ協力會議ニ在リテハ二日以内トス 但シ必要ニ應ジ延長スルコトヲ妨ゲズ

昭和十五年九月十一日

内務省發地第九一號

各地方長官宛内務次官通牒

部落會、町内會等ノ整備指導ニ關スル

件依命通牒拔萃

市町村常會（六大都市ノ區ニ在リテハ區常會以下同ジ）ノ設置ニ付テハ左ノ方針ニ依ラシムルコト

- （一）市町村常會ノ構成員ハ市町村長（六大都市ノ區ニ在リテハ區長）ニ於テ之ヲ選任スルコト
- （二）市町村常會ノ構成員ハ部落會長、町内會長又ハ町内會聯合會長及各種團體代表者ノ外、關係官公吏、市町村會議員（市制第六條ノ區ニシテ區會ヲ設クルモノニ在リテハ區會議員）學校職員、及學識經驗者等ノ中ヨリ選任スルコトヲ得ルモ其ノ範圍ハ成ルベク少數トスルコト
- （三）市町村常會ハ市（六大都市ニ在リテハ區以下同ジ）町村内各種行政ノ綜合的運營ニ必要ナル企劃及實行上ノ連絡、市町村及市町村内各種團體相互間ノ連絡調整並ニ市町村ト部落會又ハ町内會トノ緊密ナル連絡ヲ圖ルニ之ヲ活用スルコト
- （四）市町村常會ハ少クトモ毎月一回之ヲ開催スルコト

地方協力會議構成方針（抄）

一、道府縣並ニ六大都市協力會議

イ、各道府縣協力會議員ハ左ノ標準ニ依リ支部長ヨリ推薦スルコト

三十名宛

青森縣、岩手縣、秋田縣、山形縣、栃木縣、群馬縣
富山縣、石川縣、福井縣、山梨縣、滋賀縣、奈良縣

和歌山縣、鳥取縣、島根縣、德島縣、香川縣、高知縣
佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、沖繩縣
四十名以内

宮城縣、福島縣、茨城縣、埼玉縣、千葉縣、新潟縣
長野縣、岐阜縣、靜岡縣、三重縣、岡山縣、廣島縣
山口縣、愛媛縣、鹿兒島縣

六十名以内

北海道、東京府、神奈川縣、愛知縣、京都府、大阪府
兵庫縣、福岡縣

ロ、六大都市協力會議員ハ左ノ標準ニ依リ支部長ヨリ府縣支部長ヲ經由推薦スルコト

四十名以内

京都市、神戸市、横濱市、名古屋市

五十名以内

大阪市

六十名以内

東京市

ハ、各道府縣協力會議員數ノ少クトモ半數ハ支部規程第十條第一號ノ（イ）ニ依リ指名又ハ委嘱スルモノトシ各郡市ノ人口、町村數ヲ參酌シテ支部長之ヲ推薦ス

支部規程第十條第一號ノ（ロ、ハ、ニ）ニ依リ指名又ハ委嘱スル會議員ノ數ハ各道府縣協力會議員ノ數ヨリ前項ニ依ルモノヲ控除シタル殘數ニツキ（ロ、ハ、ニ）夫々三分ノ一ヲ基準トス

六大都市ノ協力會議員推薦ニ付テモ前二項ニ準ズルモノトス

註、支部規程第十條ノ（ロ）ニ謂フ團體代表トハ團體ノ首長タルヲ要セズ、當該團體ノ實際活動ニツキ指導的地位ニ在ル者ヲ尙ブ

ニ、議長ハ會議員ノ定數ニ含マズ

二、郡協力會議

（一）郡協力會議員ノ數ハ左ノ標準ニ依リ道府縣支部長之ヲ定ム

區域内町村數二十ヲ加ヘタル數 但シ區域内町村數十二満タザル場合ハ二十ヲ以テ定數

(二) 郡協力會議員ハ左記標準ニ依リ之ヲ指名又ハ委嘱ス

1、各町村常會(協力會議)ヨリ郡支部ヲ經テ道府縣支部長宛推薦セルモノ各々一名

2、各種團體(縣單位團體郡支部ノ如キヲ含ム)代表者其他適當ナル者若干名

(三) 郡協力會議ニアリテハ議長ニ適任者ヲ得難キ場合ニ限り支部長之ヲ兼任スルハ差支ナシ

後編 協力會議に就て

一、協力會議の趣旨

今や我國は世界史上未曾有の騒亂の渦中にありまして、よく國難を克服し、東亞共榮圈の確立につとめつゝ、世界新秩序の建設に邁進いたして居ります。

畏くも御詔勅に拜しましたる如く皇道原理を基調といたしまして道義世界の完成を圖り、總べての國々をして各其の所を得せしめ、世界人類を安んぜしめることは皇國本來の使命であります。即ち八紘一宇の肇國の大理想を世界に顯現することに他ならないのであります。

然しながら近來の我國を繞る國際情勢は極めて重大性を加へて參つて居るのであります、何時如何なる危機の到來を見るやも測り知れないのであります。

斯る情勢下にありまして我國の世界的使命の達成を期する爲めには國家の總力を擧げて萬一の場合に備へ、如何なる事態が發生するとも、不動の境地に立つて國是を遂行し得るに充分なる高度國防體制を確立せねばなりません、是れ目下的最大急務であります。

そのためには國民全體が一心一體となつて、全能力を擧げて上御一人に歸一し奉り、如何なる國難障碍に出會ふとも一死挺身之を克服して國運の偉大なる發展を圖り、以て國民としての道を盡さねばなりません。

以上の國家目的の爲めには國民は一大決心を持ち、今迄の様な思ひ々々の考へに任せて自由に行動するやり方を一擲して、總べての國民の持つ能力を國家の要求する方向に最高度に發揮し得る組織と運動が必要であります。

大政翼賛運動は全國民が斯かる大政翼賛の臣道を實踐するを目的とするのであります。即ち協力會議は御奉公のための全國民の家族會でありまして、職能職域各分野に於ける衆智全能を一堂に集め、よりよき翼賛の道を發見せんとするものであります。

國民を一人残らず翼賛運動に參加せしめ、臣道實踐の極致を盡さしめやうとするのであります。即ち協力會議は御奉公のための全國民の家族會でありまして、職能職域各分野に於ける衆智全能を一堂に集め、よりよき翼賛の道を發見せんとするものであります。

遠く神代の昔天の安河原に於ける神集ひの故事精神は我々の祖先が代々傳奉して來た處の會議原理でありまして、一族一邑事あれば即ち一所に相會し、勤皇忠誠を根本精神として案を練り、議を纏め、融合和樂の裡に事を決めて來たのであります。之は古來より我國の有する最も美しき家族會議の傳統精神であり、又貴き民族體験でもあります。

協力會議は我々の祖先が行つて來た此の會議のやり方に新時代の光と科學的方法を加へて組織し運營されるものであります。其處には常に肇國の大精神が躍動し、國體の本義が把握せられてゐるべきであります。

二、協力會議の性格

協力會議は前述の如く大政翼賛運動の躍動する生命力の源泉でありまして、其の運営に當つては常によく國家の大目的を理解し、運動の方向を正確に把持して、各段階に於ける協力會議の持つ性格や、與へられたる役割を充分に盡されて萬民翼賛の實を擧げるやう其の運営に萬全を期さねばなりません。

協力會議で最も重要なことは上意下達、下情上通の問題でありまして、此の事が適切に行はれるか、否かは直ちに全翼賛運動の活潑なる展開に影響を及ぼすのであります。即ち上意を傳へては國家の目的や施設が國民全體に最も迅速に理解せられ、國內隈なく浸透する様具體的に之を解明し、其の自覺を喚起して國民自ら進んで協力實踐する處の自動性を作り出し、又下情を上通しては國民の正しき翹望が完全に諒解せられて政治の上に反映實施する處あらしめ、斯くして官民一魂一體となつて臣道實踐の極致を盡すことによつて無限絶大なる國力の發揮を見ることが出来ます。

斯る任務を完遂するためには、協力會議は單なる上意下情の機械的傳達機關たるに止らず互助相誠め、切磋琢磨、如何にしたらよりよく御奉公が出来るか反省し、次の建設への總力の源泉ともなり、臣道實踐の道場ともなるべきであります。

從て此處に於ては對立觀念よりする攻撃防禦や、形式的な質問應答や、議論の爲めの議論等は見られない筈であります、總べてが國家の大目的を前提として時局に應じ、機宜に從ひ、國民の創意による盛上る建設と、懇切なる指導とが行はるゝのであります。

會議は總べて議長の指導に依つて進行するのであります、特に注意しなければならぬことは指導の適切性であります。こゝに言ふ指導と云ふことは、指導者が被指導者と對立して指揮棒を揮ふ様な感じのする支配的なものではありません、指導者も被指導者と同じ建設の方向へ向つて共に進むことでありまして、恰も戰場に於ける部隊長が部隊の真先に立つて挺身突撃し身を以て示す様なあの姿を云ふのであります、常に他の模範となつて率先垂範することであります。

協力會議の運営は議長の統裁によつてなされるのであります。統裁とは専恣獨斷を意味するものではありません。云ふ迄もなく議長は有徳の士であつて、全員よりする満腔の信賴と崇高なる職責に於て、會議を指導統裁するのでありますから、常に會議の正鵠を保持せられ運用の妙味を發揮せらるゝことになります。要するに議長の指導と會議員の協力とが愛國の熱情に依つて融合する處に協力會議の能率もあがり、其處に本來の使命の達成も見らるゝ譯であります。

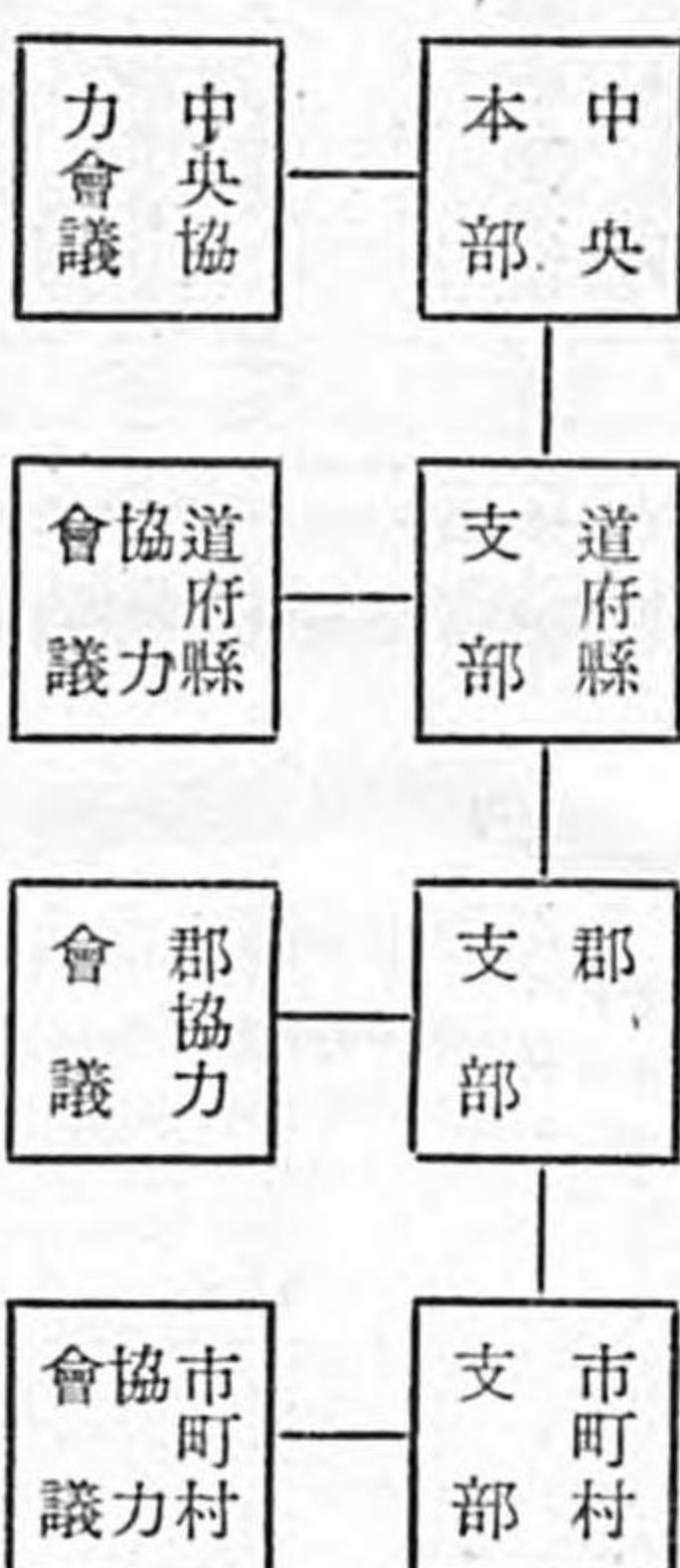
又、會議に當つては、明朗活潑に所信は腹臓なく披瀝し、夫々立場持場の良き意見優れた智慧をしてより高き臣道實踐の一路に統一集結して、大政翼賛運動へ貢献をもたらすべく努むることが肝要であります。

協力會議は翼賛運動に於ける燃え上る國民意識の血脉として其の組織、細胞の末端に至る迄愛國赤誠の魂が強く明るく清らかに脈々と躍動してゐるものたらしめねばなりません。

三、協力會議の構成

(一) 構成の大要

協力會議は次の様な段階から成り立つてゐます。



尙ほ六大都市の支部には道府縣に準じて協力會議が附置されますが、其の他の市及町村支部に附置さるべき協力會議は、新たに之を設けず、市町村常會を以て之に充てる事になつて居ります。(後述)

協力會議は各級とも（市町村常會を除き）總裁より指名されたる議長、會議員と、役員（中央協力會議に於ては中央本部役員、地方協力會議に於ては當該支部役員）とを以て構成されます。副議長は各級とも現在置かれてありません。議長も會議員も任期は役員と同じく一年であります。

（二）中央協力會議

中央協力會議の會議員に就ては、定數はきめられて居りません。大政翼賛運動規約に依りまして、

一、各道府縣協力會議の推薦せる者が半數

二、其他が半數

を以て成り立ちます。例へば各道府縣及び六大都市から二名宛としますと、之が百六名になりますので、全員數は二百十二名といふ事になります。「其他」の方は規約に別に規定がありませんが、各種職能團體、政界關係、學界、技術者等、先般の臨時中央協力會議に謂はれた「各界代表」なるものが之であります。

（三）地方協力會議

道府縣六大都市及郡の協力會議員は支部規程に依つて定數があります。即ち道府縣及六大都市は三十名乃至六十名、郡は二十名乃至五十名（町村數五十以上の郡に限り七十名まで増すことを得）でありますが、更にその實施方針として、道府縣及六大都市は各別に、郡については郡内町村數に十を足した數を其の員數とする様、それより中央本部より指示してあります。

道府縣及郡協力會議員及議長は、すべて當該道府縣支部長が之を推薦し、總裁がその中から指名するのであります。その推薦の基準は、大政翼賛會支部規程第十條に示してあります。

（四）市町村協力會議

市（六大都市を除く）町村協力會議は、當該市町村常會を以て之にあてます。その場合市町村では常會と協力會議とを別に使ひ分けせず、構成員もその會議の開催も、常會であると同時に協力會議であると考へるべきであります。只その市町村常會長が

常會の内容を更によきものにする爲め、常會構成員を増したり新たに有能の士を常會員として委嘱したりすることは結構であります。又市町村支部の理事も常會構成員とする事が適當であります。

特に内務次官の依命通牒にある後段の各種職能團體代表や學識經驗者は、その數の多少にかゝわらず、常會の新しき使命に鑑みて是非參加を要請せねばなりません。この點未だ町内會、部落會の代表のみを以て常會を構成されてゐる向の多いのは遺憾であります。

四、協力會議の運營

(一) 開き方

中央協力會議は總裁が、地方協力會議は當該支部長が之を招集します。招集するに當つては開會の日時期間場所等を明示すべきであります。協議すべき事項につき指示すべきや否やきめられてゐません。然し時の必要によつて、その會議の中心題目或

は協議事項の範圍を定めて指示する事もあまりませう。

會議には、構成の所で述べたやうに、當該支部の役員及役員が必要と認める職員が参加する事は勿論、會議の内容によつては、上級支部又は本部の者の參加を要する事もあります。特に郡支部の會議は、その問題の多岐なる割合に、事務局の構成がそれを運用するには當分手薄でありますから、縣支部から相當援助協力すべきであります。

(二) 議案

協力會議へ提出する議案は議員より出すものと、本部又は當該支部より出すものと二種であります。

議案を出すに當りましても協力會議の性格や使命の上に立つて豫め一般情勢や自己の職域地域の動向や特色を充分研究考慮して適切なる生きた議案を出されるやう努めらるべきであります。

協力會議は一面下から盛り上る國民の知慧と力の集積である性質を持つものでありますから、町村常會で取扱はれた問題が郡へ、郡協力會議で論ぜられた問題が縣へ

と、上級の協力會議へ盛り上げられて来る問題がある筈でありますから、その手續は問題の内容性質によつて、（一）町村支部から郡支部を通じ或は郡支部から縣支部を通じて、會議を招集した當該支部の提案として上程される場合と（二）町村から出て居る會議員の提案として郡協力會議へ、郡から出て居る會議員の提案として縣協力會議へと上程される場合とあります。下級協力會議自體が上級協力會議へ提案するといふ形は協力會議の構成上考へられません。

議案の取扱について、中央協力會議では、議案調整委員會といふものを設けて、多数の提案を整理して居りますが、縣以下では斯る事は普通の場合不要であります。

（三）衆議統裁

協力會議は數に依つて決するではありません、全員が和衷協力して自己の有する最も優れたものを全提吐露して渾然一體生きた生命が生れてそれを議長の統裁と言ふ形で結論するのであります。

個人々々の意見を多數集めたのではなく個人の意見を基礎としながら、全體的一個

の生きたものたらしめることに依つてより高き目標と方途を發見し國運の隆昌に資する國民家族會議でありますから、此の性質上構成組織の考へ方も從來のものとは異なる譯であります。

（四）會議の形態

現在中央協力會議では、會議の形式を、總會、委員會、懇談會、の三つに分けて行つて居ります。

總會は提案された問題につき、全般的な説明と質疑應答を行ひ、單純な問題は引きつき結論にまで導き、更に研究を要し、又は具體案を練り上げる必要のある問題は議長が之を委員會に廻附致します。

委員會は議長の指名に依つて構成され、總會が議長によつて廻附された問題につき研究討議し、その結論を議長に報告統裁を求めます。

懇談會は一定の問題を中心とする事もあり、種々の問題をめぐつて懇談する事もあり、或は會議の中から更に新たな問題を發見してそれにつき意見を交換する場合もあ

と、上級の協力會議へ盛り上げられて来る問題がある筈でありますから、その手續は
り、協力會議をして國民家族會議たらしめる最も和やかな面を代表するものとも言へ
ませう。

斯様な色々な形態がありますが、あらゆる場合にこれらの形態のどれかに依らねば
ならぬといふわけではなく、特に郡以下の協力會議（常會に於ても）では、形にこだ
かはらず特に嚴然たる決定乃至構成員の決意を要する問題を上程し之をきめる場合の
外なるべく懇談會式な進行が望ましいのであります。

（五）議案の結末、處理

協力會議に於て協議せられ議長の統裁を経たる議案は夫々統裁の主旨や議案の性質
に従つて解決を與へるべきであります。

議案に依つては統裁に依つて其の場で解決のつくものもあります。又會議員や本
支部の役職員が職域地域に於て實踐に移すべきものもありませう。又支部協力會議に
ありては夫々の手續を経て上級の協力會議に提出するものもありませう。或ひは上級
支部又は本部へ達して處理せらるゝものもありませう。要するに處理の方法は其の後

の事情變更等によつて妥當性に影響を及ぼさざる限り必ず處理解決を以つて議案の結
末を付けねばなりません。

この處理を爲し、問題の將來への發展を見とどけるといふ意味で、現在中央協力會
議では、處理委員會といふものが設けられ、之を主なる問題に従つて分類し、分科を
設けて居りますが、地方では、それ程に嚴重なものを作る必要もあるまいと思はれま
す。たゞ特に重大な問題と認むべきものに就ては、當該支部に此の實行委員とか處理
委員を設けて處理する事も時によつては結構であります。

（結語）協力會議構成員への要請

協力會議の主動力は會議員であり、この推進力の舵を取るのが議長であり、この進
行に協力するのが本部支部の役職員であるといふ事が一應言へます。

この構成員は、冒頭に述べました様な任務を負ふべく指名された人々でありますが
故に、その責任も亦重大であります。こゝに各構成員に是非考へて頂かねばならぬ事

柄を記して、本冊子の給びと致します。

(一) 議長

議長は會議の統裁者であります。多數決の場合は、押し切つた多數の責任として、道義的には肩が軽いのであります。が、協力會議の場合に置きましては、研究鍊磨討議されたその内容、質を達觀して議長の大きいなる全人格を通して結論づけられるのでありますから、議長の人格そのものが、會議の結果を篩ひわける篩になるのであります。

かつて江戸の名大老松平定信が、その就任に當つて、摩利支天に參籠し、就任の挨拶は老中列座の末席から述べる前例を破り、嚴然と上席に坐して、その信念を全老中に述べた如き、既に心中に小なる自我なき大らかなる心境を以て臨んで頂き度いものであります。

(二) 會議員

會議員が推薦される場合は、それ／＼の地域なり、職域なり、或は各種團體なりの

指導的な立場に在る人から詮衡されるのであります。既に指名を受けて會議に列したる以上は、それ等の地域や團體の利益代表の立場では断じてありません。そこにあらものは、たゞ己れの屬する地域職域に於ける體験と、知慧と之を顯現せんとする魂——意志があるのみであり、之にこそ期待がかけられるのであります。

農村人は肥料を製造する者の苦勞を聞いて之れに協力の道を發見せんとし、配給業者は消費者の立場を觀て、如何にその人々の生活に役立つべきかを考へ、企業者は技術者の研鑽を探り入れて之を實際に効果あらしむべきかを案する。即ち全國民の知慧と力の泉となり、こゝから新たに立ち上がらんとする國民の意志のつゝかひ棒となるの態度こそ絶對の要請であります。

(三) 役職員

會議員に素つ裸の態度が要請される以上に、之に臨む本部支部の役職員は誠心誠意の態度が要請されねばなりません。

例へば農村團體に對する指導方針と、中小商工業に對する指導方針との間に矛盾が

生じて困つてゐるといふ様な場合、舊き考へ方ではなるべく之を會議へはかくす様、そんな問題に觸れさせぬ様にするのが上手なやり方の様に考へられて参つたのであります。が、矛盾は矛盾として、わからん點はわからんとして、會議そのものに、「われくはこの問題にぶつかつて困つてゐるが、皆さんも知慧と力を藉してほしい」といふ態度で出るべきであります。

この會議の關係者は國體の原理を把握し相互同志としての信頼と道義的責任を持つことを基調とします。問題を出すものも、之を審議し相談にのるものも、實踐に當るものも總てこれが根本であります。此の根本精神の上に立つて會議有終の効果が擧られるものであります。

豫告

近日中「常會と翼賛運動」について別に小冊子出版致し度く
準備中であります。

昭和十六年二月五日印刷
昭和十六年二月十日發行

(協力會議に就て)

東京市麹町區丸ノ内三ノ一四
発行人兼田村民安

東京市京橋區銀座三ノ四
印刷人佐藤保太郎

東京市京橋區銀座三ノ四
印刷所株式會社文祥堂

東京市麹町區丸ノ内三ノ一四

發行所 大政翼賛會協力會議部

1646



Analyst I. Yamamoto

646
On the Cooperation Council
edited by the Cooperation Council Section
of the General Affairs Board of the Emperor's Rule
Assistance Association.

The First Part: Provisions related:

Extract from the Emperor's Rule Assistance Movement
Provisions.

Article 12. The Central Cooperation Council is attached
to the ^{Central} Headquarters. The Central Cooperation
Council has a chairman who is nominated by the President
and the term of office is one year.

The members of the Central Cooperation Council are
nominated by the President and half of them
are nominated among those who have ^{been} recommended
by the Prefectural Cooperation Council.

Article 14. The branches of the Association will be
established in prefectures, districts, towns, cities
and other suitable places, the cooperation council
being attached to each of them.

These cooperation councils have chairmen.

Extract from the Emperor's Rule Assistance
Association Branch ^{offices} Provisions

Article 9. The cooperation council will be attached to the Branch Office. However, in case of the cities, (except 6 largest cities) ^{wards, towns and villages} the general meeting of the cities, wards and villages will carry on their functions as the cooperation councils.

Article 10. The members of the cooperation council will be nominated or entrusted by the President through the recommendation of the chief of the Prefectural branches

Article 11. The fixed members of the cooperation Council are as follows: 30 to 60 in case of the prefectures including six largest cities, 20 to 60 in case of the gun (districts)

Article 13. The Cooperation Council is called up by the Prefectural Branch Head. The council is called more than twice ~~per~~ a year. The period of the council should be within 3 days in case of the Prefectural Council and 2 days in case of other councils, though it can be prolonged if necessary.

The Latter Part : On the Cooperation Council.

I. The Object of the Cooperation Council.

It is ^{the} Japan's mission to let every country and nation occupy and settle in the suitable position in the world, making every effort to realize the moral world.

However, the international situation surrounding Japan has become so serious and there seems to be much possibilities of unexpected emergencies.

We must therefore establish the high defensive country in order to carry out this national policy. This is the most impending problem confronting to Japan today.

In order to carry out the mission mentioned above, the people must have firm resolution and the organization and movement are required through which the ability of the whole people could be given full play toward the direction Japan demanding. The Emperor's Rule Assistance Movement aims to help the whole subjects to fulfil their duty as the royal people to the country.

The Cooperation Council attached to the Central Headquarters and the local branches of the Emperor's

Rule Assistance Association is one of the most important organ ~~is~~ to carry out this object.

II The Character of the Council.

The most important thing in the Council is how to make the government's intention known to the people and make the people's conditions known to the authorities.

The successful development of the Emperor's Rule Assistance Movement depends upon whether or not this is done properly.

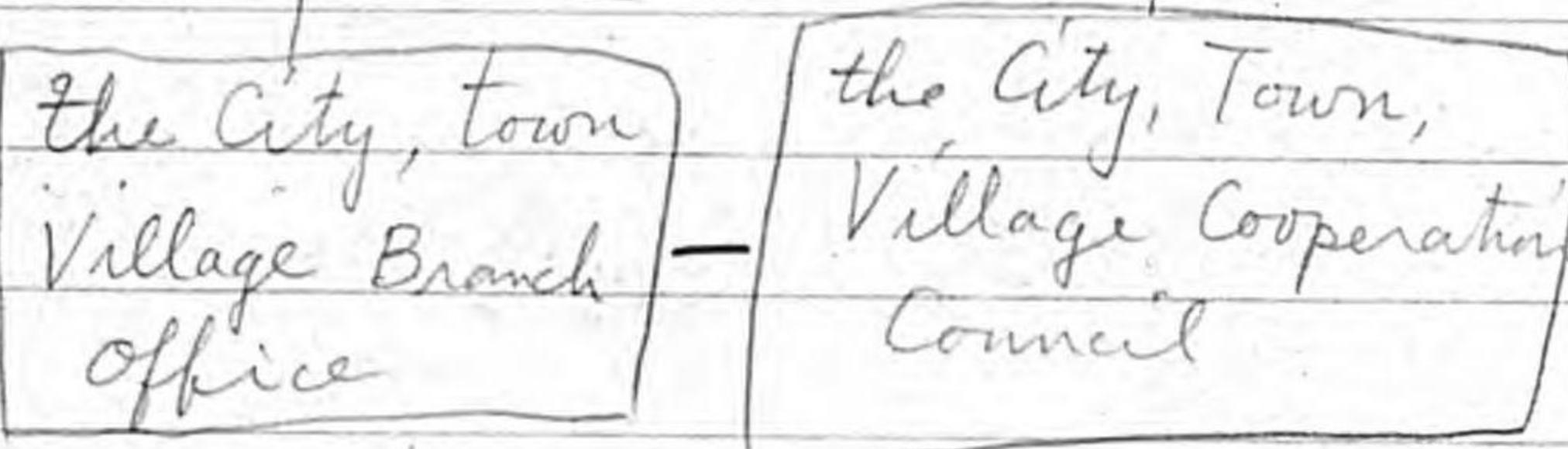
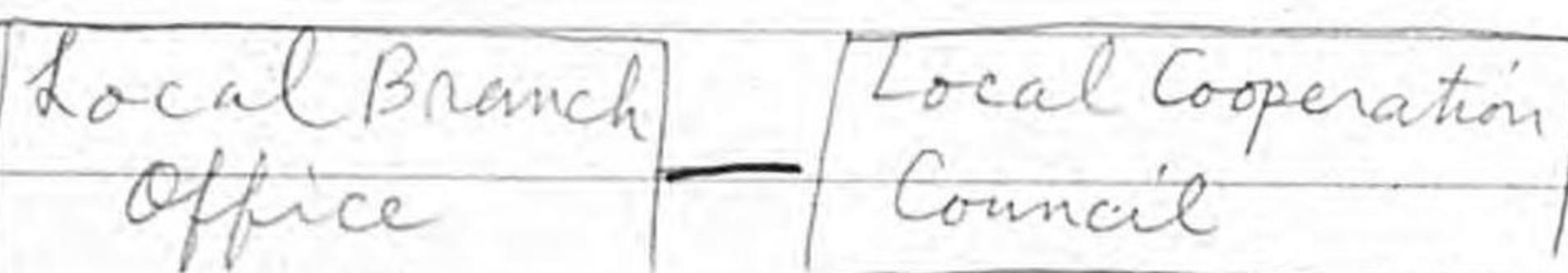
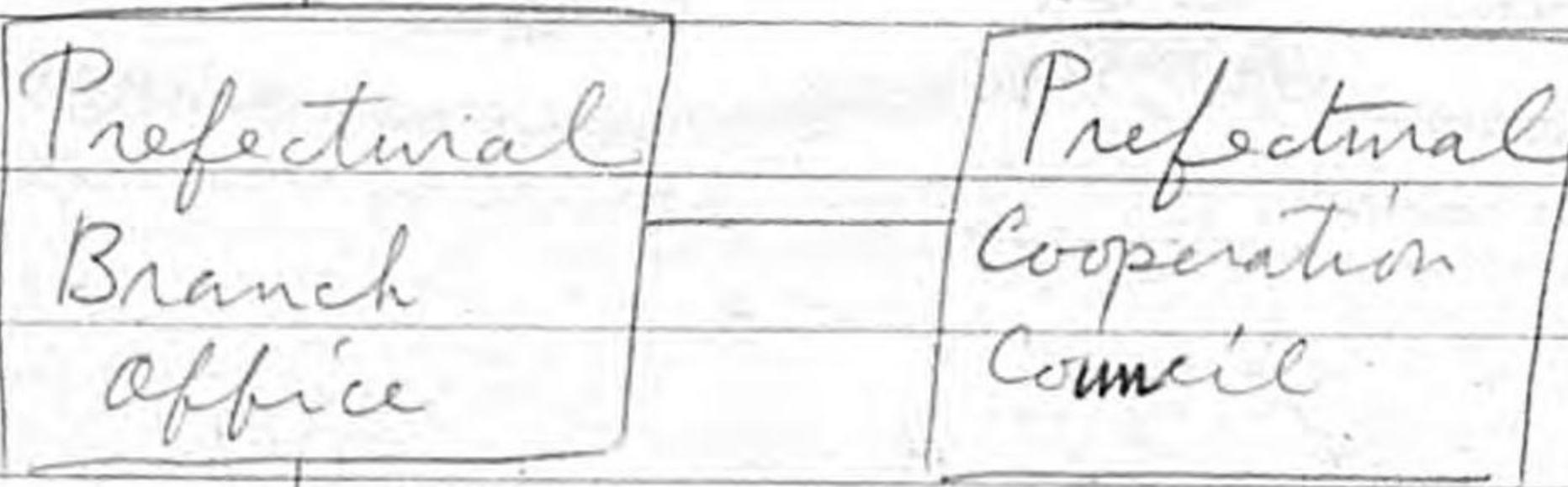
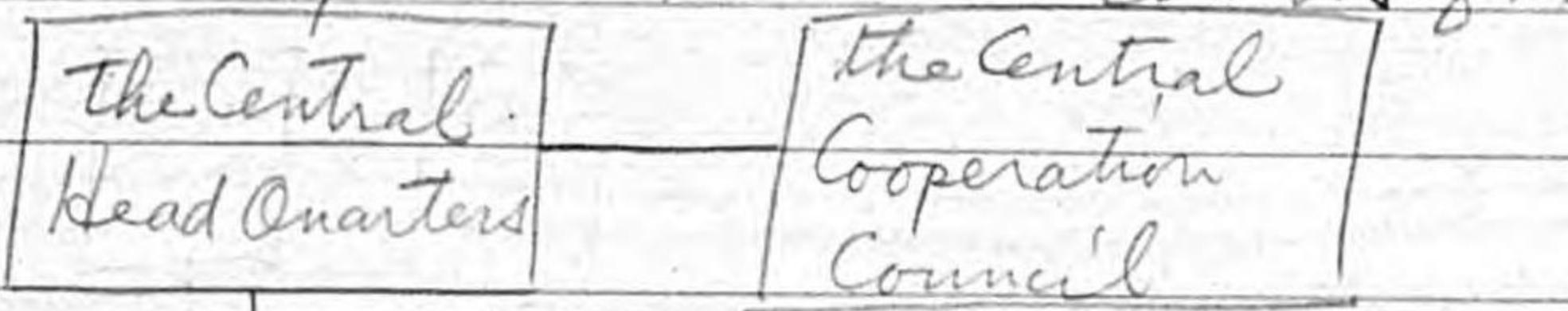
The cooperation council is proceeded by the conduct of the chairman and the adequateness of the leadership is required to the great extent. The management of the council is conducted by the chairman's control.

Control here does not mean the autocracy or dogmatism. The chairman should be a man of virtue and he controls and conducts the council with the fullest reliability from all members and sublime responsibility.

In short,

III The construction of the Cooperation Council.

1. The Cooperation Council consists of the following grades.



The cooperation councils of all grades (except city, town, village councils) consist of a chairman, (named by the president) 1 members and the staff.

The office term of chairman one or year
and members is

2. The Central Cooperation Council

The numbers of the central cooperation council

is not fixed. By the provisions of the Imperial Rule Assistance Movement,

1. half of them consist of those who were recommended by each prefetual cooperation council.
2. the remainders consist of the representatives of various circles.
3. The District Cooperation Council.

The numbers of the prefetual, 6 largest cities, and districts are fixed by the branch office provisions.

The President nominates the chairmen and members among those who are recommended by the prefetual branch office heads.

4. Towns and Villages Cooperation Council.

The towns and villages cooperation councils are placed by the general meeting of the towns and villages concerned (except six largest town).

IV. The management of the cooperation Council.

- i. How to open the council.

The central cooperation council will be called by the

president, ~~but~~ in case of the prefectoral councils, ~~they are called~~ the branch office heads concerned call the councils.

The date, term and location of the councils will be suggested but the items to be discussed are not suggested. However, in case of ^{the} necessity the chief items and the scope of council will be shown.

2. Bills

There are two kinds of bills, ^{the} one ~~comes~~ from the members ^{and} the rest from the headquarters or the branch offices concerned.

The Central Co-operation Council has the bills controlling committee whose task is to regulate ~~the~~ many bills.

3. How to control the council

The cooperation council is not decided by the majority. ~~numbers of members presented~~ Every member is required to express his opinion and they are controlled by the chairman.

4. The form of the council

At present, the central co-operation council has three forms of meeting, namely, the general meeting, committee and the ^{round table} meeting.

The general meeting deals with the general explanations and answers to questions concerning the problems presented. If the problems are simple ones, the conclusion will be found at general meeting. However, if they are ones requiring further study or concrete plans, the chairman will send the bills to the committee.

The committee consists of members nominated by the chairman and it studies and discusses ~~about~~ the problems sent from the general meeting, the conclusion being submitted to the chairman for decision.

As to the round table meeting, it may deal with a fixed problem or may have informal talk about various problems or it may exchange views concerning the problems picked out from the council.

5. The conclusion and management of the bills.

The bills which had been discussed at the council

and passed the control of the chairman should be given the solution according to the object and nature of the bills.

Some bills will find their resolution on the spot, some will be put into practice by the members and the staff of the central and branch offices. and

~~Some~~ & some will be presented to the senior ~~as~~ cooperation council

Anyhow, all the bills must find their ^{the bills} solutions. In order to manage and ascertain the result of the bill them, the management committee is attached to the Central Cooperation Council.

Conclusion.; Demand to the members of the Cooperation Council.:

It can be said that ~~the impulsive power of the cooperation council are the members of it,~~ the members of the cooperation council to be the impulsive power of the council, the chairman to be a controller and the staff of the central and branch offices to be cooperators.

These constituting members mentioned

have a serious responsibility.